

告 示

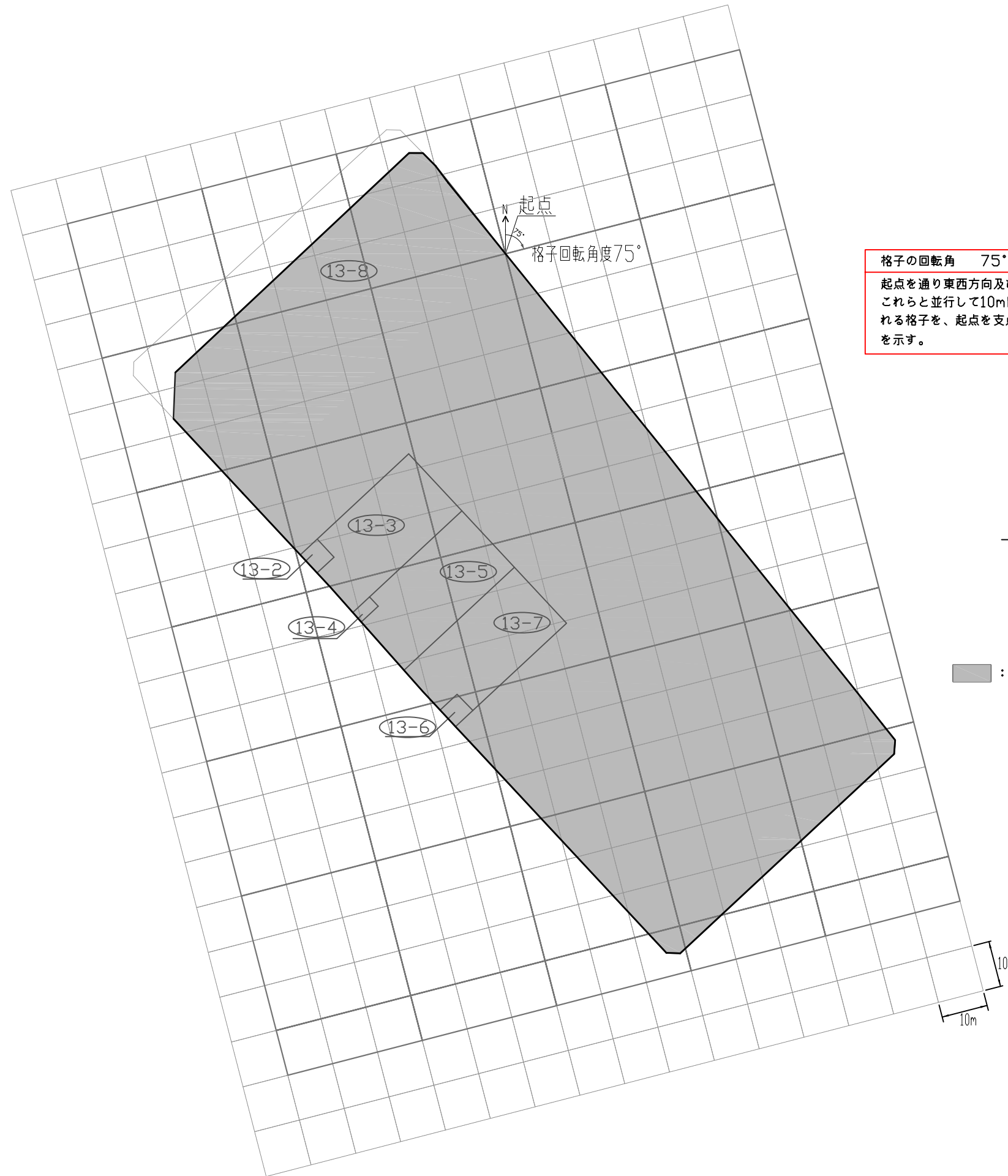
埼玉県告示第三百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

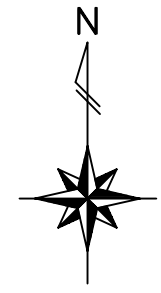
平成二十四年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県吉川市美南三丁目十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十三番八）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



格子の回転角 75°
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



■ : 形状変更時要届出区域